

ASEAN の市場統合はどこまで進んだのか(1) ～ASEAN 経済共同体構築の現状～

石川 幸一 Koichi Ishikawa

(一財)国際貿易投資研究所 客員研究員
亜細亜大学 教授

要約

- ・ 関税撤廃は ASEAN 経済共同体 (AEC) の最大の成果である。ASEAN6 は 2010 年にほぼ関税を撤廃し、CLMV は 2015 年 (一部 2018 年) に撤廃する。AEC の自由化率は 99% を超え、世界でも最も高いレベルとなる。
- ・ 非関税障壁撤廃はほとんど進展がみられない。データベースは作られたが、非関税障壁の定義が不明確であり有用ではない。企業の指摘する非関税障壁は、インドネシアを筆頭に各国で多い。問題となる非関税障壁の撤廃を関係国・ASEAN で協議し具体的に問題を解決する必要がある。
- ・ 貿易円滑化では、原産地規則の改善、税関業務円滑化は段階的に進展している。ASEAN シングル・ウィンドウは遅れており、CLM を除く 7 カ国で接続テストを開始している。CLM は国内のシングル・ウィンドウ構築が先決である。

はじめに

ASEAN 経済共同体 (AEC) の創設は 2015 年末であり、残された時間は約 1 年となった。ASEAN で決定した AEC 実現のための措置 (ブループリントな

ど) を実施するのは ASEAN の各国政府である。措置の実行状況を示すのはスコアカードと呼ばれる「成績表」である。スコアカードは 2008 年から 11 年までの前半 4 年が 2012 年に発表されており、全体で 67.5% となっていた。

その後は詳細なスコアカードは発表されず、2013年10月の第23回首脳会議の議長声明で79.7%という全体の数字が発表されていた。本来であれば、フェーズ3(2012~13年)のスコアカードが2014年の前半に公表されるはずであったが、発表は行なわれなかった。2014年8月の第46回経済大臣会合(AEM:25日、ミャンマーのネピドーで開催)で、2013年末までに実施予定の229の「優先主要措置」の82.1%を実施したと報告している¹。全ての措置を分母とするスコアカード方式では達成率が低くなるため、優先主要措置を分母とする評価基準に変えたと考えられる²。

新方式でも分野別の詳細説明はないため、本論では主要分野別にASEAN事務局の資料などを使用して進捗状況を分析・概観している³。今号では、物品の貿易を取り上げる。

1. 物品の貿易自由化の最大の成果：関税撤廃

ASEAN6は2010年に関税を撤廃しており、2013年12月時点でのASEAN6の関税撤廃率は99.1%とな

っている(表1)。CLMVは2015年(7%の品目は2018年に撤廃)に撤廃となっている。CLMVの2013年の関税撤廃率は72.6%である。ASEAN6の単純平均AFTA関税率は2000年の4%台から2012年には0.05%(シンガポールを除いても0.06%)に低下しており、CLMVも同様に7.3%から2.5%に低下している。2018年には、ASEANはTPPに劣らないレベルの自由化率の高い自由貿易地域になる⁴。

ASEAN各国の関税率(単純平均MFN税率)は、シンガポールとブルネイを除くと高く、とくにタイ、カンボジア、ベトナムは10%前後となっている(表2)。ラオス(WTO譲許税率)は、18.8%と非常に高い水準である。農産品の関税率は、アジアでは有数の農産品輸出国であるタイが21.8%と最も高く、シンガポール、ブルネイ以外は高い水準だ。品目別に見ると、飲料・タバコが共通して高く、工業品では衣類と輸送機器が高くなっている(表3)。このようにMFN関税率が高いため、AFTA税率との差である特惠マージンが大きくAFTAの利用価値は大きい⁵。

表 1 関税撤廃状況 (2013 年 12 月)

(単位 : %)

	0%品目	0%超品目	その他
ブルネイ	99.3	0.0	0.7
インドネシア	98.9	0.0	1.1
マレーシア	98.7	0.5	0.8
フィリピン	98.6	0.8	0.6
シンガポール	100.0	0.0	0.0
タイ	99.9	0.1	0.0
ASEAN6	99.2	0.2	0.6
カンボジア	59.6	40.4	0.0
ラオス	78.7	16.6	2.7
ミャンマー	79.7	19.7	0.6
ベトナム	72.2	24.7	3.1
CLMV	72.6	25.0	2.4
ASEAN	86.6	10.9	2.5

(注) 「その他」は、一般除外品目、AFTA 特惠税率が示されていない品目など。

(出所) 助川成也氏作成資料「ASEAN 経済共同体と日系企業」2014 年 7 月。

原資料は ASEAN 事務局 2014 年データ。

表 2 ASEAN 各国の平均 MFN 関税率

(単位 : %)

	全品目	農産品	非農産品
ブルネイ (2011)	2.5	0.1	2.9
インドネシア (2012)	7.0	7.9	6.9
マレーシア (2012)	6.5	11.2	5.8
フィリピン (2012)	6.2	9.8	5.7
シンガポール (2012)	0.2	1.4	0.0
タイ (2011)	9.8	21.8	8.0
カンボジア (2012)	10.9	15.2	10.3
ラオス	18.8	19.3	18.7
ミャンマー (2012)	5.6	8.6	5.1
ベトナム (2012)	9.5	16.1	8.4

(注) ラオスは WTO 譲許税率である。

(出所) WTO (2013) World Tariff Profile 2013

表 3 ASEAN 各国の高関税品目の例

ブルネイ (2011)	電気機械 (13.9%)、その他製造品 (5.4%)
インドネシア (2012)	飲料・タバコ (48.0%)、衣類 (14.4%)、輸送機器 (9.4%) 繊維 (9.2%)
マレーシア (2012)	飲料・タバコ (124.6%)、輸送機器 (11.4%) 皮革・履物 (10.5%)
フィリピン (2012)	動物製品 (21.0%)、砂糖・菓子 (16.0%)、コーヒー・茶 (15.7%) 衣類 (14.8%)
シンガポール (2012)	飲料・タバコ (21.5%)
タイ (2011)	飲料・タバコ (40.9%)、衣類 (30.3%)、果実・野菜・植物 (29.1%)、 動物製品 (28.7%)、輸送機器 (20.3%)
カンボジア (2012)	動物製品 (27.9%)、コーヒー・茶 (26.7%)、飲料・タバコ (23.8%)、 酪農製品 (21.6%)、電気機械 (17.1%)、輸送機器 (15.7%)
ラオス	コーヒー・茶 (41.7%)、水産品 (30.7%)、木製品・紙 (29.5%)、 皮革・履物 (26.2%)、輸送機器 (20.2%)
ミャンマー (2012)	飲料・タバコ (23.1%)、衣類 (16.9%)、コーヒー・茶 (14.0%)
ベトナム (2012)	飲料・タバコ (43.2%)、コーヒー・茶 (26.7%)、衣類 (19.8%)、 輸送機器 (18.2%)

(注) カッコ内は単純平均 MFN 税率。
(出所) 表 2 と同じ。

2. 進展みられない非関税障壁撤廃

(1) データベースを作成

非関税障壁撤廃は全くと言ってよいほど進んでいない。ブループリントと ASEAN 物品貿易協定 (ATIGA) では、ASEAN5 は 2010 年、フィリピンは 2012 年、CLMV は 2015 年 (若干のセンシティブ品目は 2016 年) に撤廃となっていた。その後、ASEAN

連結性マスタープラン (MPAC) で、①最新の国際分類によりデータベースを更新、②数量制限のガイドラインを 2014 年までに作成、③2014 年までに撤廃、という行動計画を示している。新たな非関税措置を導入しないというスタンススタイル (現状より障壁を増加させない)、ロールバック (自由化の後退をしない) というブループリントの規定に反してイ

インドネシアなど非関税障壁を新たに導入している国もある。

非関税措置のデータベースは2004年以降、作成、公表され、2007年のデータベース、2009年のデータベースとも10カ国の措置を合計すると対象となる品目数は5700を超えている。2010年のデータベースによると、措置では「非自動ライセンス」と「技術的要求（基準・規格）」がNTMの31.8%を占め、次に輸入禁止が21.8%となっている。製品別には化学製品が全体の20.9%、電気機械が17.9%、食品が12.2%となっている⁶。データベースは非関税措置（NTM）と非関税障壁（NTB）を区別する明確な定義がなく、各国の申告に任せているため、①WTO整合的な措置も含まれている、②国により分類方法や計算方法が異なっている、③フィリピンでは政府の輸入はフィリピン船籍の船の利用が義務付けられているがデータベースに含まれていない、など信頼性の点で多くの問題がある⁷。

国際データベースを使った分析では、外国製品に差別的な非関税障壁

となっている国境措置と影響を受ける品目数（タリフライン）は、インドネシアが48措置388品目、ベトナムが15措置927品目などとなっている⁸。

（2）企業の指摘する非関税障壁

非関税障壁の撤廃には、各国の自主申告に任せるのではなく、実際に貿易の障害となっている措置を調査・特定し、ASEANと関係国が具体的な措置を取り上げ撤廃交渉を行うことが必要である。そのためには、ASEANで事業を行なっている企業が実際に直面する非関税障壁を具体的に指摘することが重要となる。

ジェットロとASEAN日本人商工会議所連合会（FJCCIA）と2014年に共同で行なったASEANの非関税障壁調査（有効回答188社）は日本企業の見解を知るための貴重なデータである。同調査の対象とした非関税障壁は、原産地証明、政府調達、知的財産権などを一般に指摘される非関税障壁以外の措置含む幅広いものであるが、結果は「障害ではない」「ほとんど障害ではない」と

いう回答が多い。その中で、「非常に障害」「かなり障害」という回答が比較的多かったのは、貿易の技術的障害(9%)、船積み前検査およびその他の手続き(5.9%)、輸入禁止および数量規制(4.1%)である。「多少障害」という回答を加えると、「船積み前検査およびその他の手続き」は21.8%、「原産地証明」は19.4%、「貿易の技術的障害」は18.4%と2割前後に達し、貿易取引の障害と認識されていることを示している。

米国企業の見解は、米国の通商代表部(USTR)の外国貿易障壁報告書に示されている。2014年版によると、ASEAN各国には、①輸入許可制度(とくに非自動輸入許可)、②数量制限、③関税割当、④輸入禁止、⑤税制での輸入品の差別など、多くの非関税障壁があり、米国企業の貿易の障害になっている⁹⁾。インドネシアで多くの非関税障壁が指摘されており、ジェットロ・FJCCIA調査と同様の結果となっている。

表4 非関税障壁調査:「非常に障害」「かなり障害」「多少障害」の合計

	回答率	1位	2位	3位	4位	5位
船積み前検査・その他の手続き	21.8%	インドネシア (41.4%)	フィリピン (28.6%)	ベトナム (28.0%)	ミャンマー (23.5%)	マレーシア (15.5%)
原産地証明	19.4%	インドネシア (28.0%)	カンボジア (27.8%)	ラオス (26.7%)	ベトナム (23.9%)	ミャンマー (23.5%)
貿易の技術的障害	18.3%	インドネシア (31.5%)	ベトナム (24.5%)	タイ (22.0%)	フィリピン (17.8%)	マレーシア (12.7%)
貿易保護(救済)措置	13.9%	インドネシア (20.8%)	カンボジア (18.8%)	フィリピン (17.8%)	ブルネイ (15.4%)	タイ (14.5%)
TBT, SPS 以外の輸入禁止・数量規制	12.0%	ミャンマー (20.0%)	インドネシア (19.2%)	ブルネイ (14.3%)	ラオス (13.3%)	ベトナム (13.3%)

(出所) ジェットロ・FJCCIA「ASEAN・東アジア地域非関税障壁調査」より作成。

表5 USTRの指摘するASEANの非関税障壁

インドネシア	①多数かつ重複する輸入許可の取得(12年より)、②非自動輸入許可(09年より15年末まで)およびサーベイヤーによる船積前検査、③携帯電話、携帯型パソコンとタブレットの輸入許可(13年)、④繊維製品の非自動輸入許可、⑤園芸作物の輸入許可、⑥動物・動物製品の輸入許可、⑦特許失効後5年経過した医薬品の国内生産要求と技術移転要求、⑧ヘルスケア制度対象医薬品の電子カタログに米国製医薬品が僅少、⑨多くの農産品(肉を含む)の数量制限、⑩トウモロコシの非公式な輸入制限、⑪塩の輸入禁止(製造時期)、ラタンの輸入禁止。
マレーシア	①センシティブあるいは戦略的産業(建設設備、農業、鉱業、自動車など)関連品目は輸入許可、②農産品17品目(鶏肉、豚肉、ミルクなど)は関税割当、③自動車の輸入制限(国内市場の10%が上限、20年まで維持)、④豚肉の輸入許可、⑤ハラール認証
フィリピン	①コメの輸入数量制限(35万トン)、②多くの農産品への関税割当、③蒸留酒への物品税(輸入品を差別する旧制度はWTOで敗訴となり12年に新制度を発表、米国は注視)。
シンガポール	①2輪車のエンジン排気量による道路税、②非医療用チューインガムの輸入制限、③蒸留酒、ワイン、タバコ、自動車の高物品税。
タイ	①輸入許可(化学品、医療用品、衣類の部分品、中古車など)②関税割当(脱脂粉乳、トウモロコシなど)、③物品税など諸税(ビール、ワイン、蒸留酒などで輸入品は合計300-600%の税率)④乗用車への物品税(ピックアップトラック3%に対し30-50%)。
ブルネイ	非関税障壁の記述はないが、国有企業の独占、透明性の欠如などを指摘。
ベトナム	①輸入禁止(文化的に退廃的・反動的とみなされる製品、一部玩具、中古消費財、中古自動車部品など)②関税割当(塩、タバコ、卵、砂糖)、③輸入許可(鉄鋼、③ワインは流通・卸売・小売の許可、④政府機関の国産品使用奨励、⑤122品目の価格統制、⑥国家(国有企業)貿易(砂糖、タバコ、原油、新聞、雑誌、音映像記録物)、⑦医薬品の製品登録義務
カンボジア	NTMは明示されていないが、透明性を欠き恣意的な税関業務、汚職、密輸がビジネスの障害として指摘されている。
ラオス	自動車、石油ガス、木材、セメント、鉄鋼は輸入許可が必要。汚職も指摘。

(注) ミャンマーについては記載がない。

(出所) USTR(2014)“2014 National Trade Estimate Report on Foreign trade Barriers”

(3) 新たな取組みを開始

こうした状況で、新たな取組みが始まっている。2013年の経済大臣会議(AEM)では、①UNCTAD 新分類でデータベースを整理、②各国でNTMに対処する関係省庁横断機関を設置、③実際に発生した事例をマトリックス(Matrix of Actual Cases on NTM/NTBs)として二国間あるいは多国間で協議する、ことを決定した。具体事例の協議は、2013年11月時点で68ケースが取り上げられている。内容はSPS(ハラールを含む)、TBT、輸入許可取得、輸入制限などが多い。

非関税措置は、利害関係者の多い国内措置であり、国民の健康や安全の保護を目的とするなどWTOで認められている措置も多い。データベースは自己申告ではなく専門家による第三者機関が作るなど客観性を持つものにすべきである。また、企業がビジネスで直面する具体的障害を非関税障壁として関係国間およびASEANで削減・撤廃に向けて交渉するとともに相互承認(MRA)を段階的に導入・実施していくことが必要である。

3. 一部で進展みられる貿易円滑化

(1) 改善進む原産地規則

原産地規則は、日系企業など企業の要望に応じて「使い勝手の良い」規則への改善が進んでいる。2008年から関税番号変更規準の採用により付加価値基準との選択制となり、2014年より原産地証明へのFOB価額記載の取りやめ(付加価値基準以外¹⁰⁾を行なった。

原産地証明については、従来の第三者証明制度に加えて自己証明制度を導入しようとしている。「第1認定輸出者(certified exporter)自己証明制度」は、2010年からシンガポール、マレーシア、ブルネイによるパイロットプロジェクト(Self-Certification Pilot Project)が始まり、タイは2011年に参加、カンボジアとミャンマーが2014年8月の経済大臣会議(AEM)で参加を表明した。「第2認定輸出者自己証明制度」は、2012年にインドネシア、フィリピン、ラオスがパイロットプロジェクトを開始、2014年8月のAEMでタイ、ベトナムも参加を表明した¹¹⁾。2つの自己証明制度は2015年に統一する

ことになっている。第1パイロットプロジェクトには302社、第2プロジェクトには14社の認定輸出者が参加している。ASEANの自己証明制度は、原産性審査・認定は第3者（政府）が行なっているが、フォームD取得が不要となる自己証明制度により、コストおよび時間の両面で企業の負担が減少する。AFTAおよび域外とのFTAでは、①関税番号の不一致、②原産地証明の発給に時間がかかる（マレーシアでは4日）、③原産地証明の記載可能字数制限（タイは300文字に制限）など様々な運用面の問題が指摘されている¹²。

(2) 税関業務円滑化

税関業務円滑化（到着前検査制度、ASEAN通関申告書(ACDD)、ASEAN税関貨物通過制度、ASEAN統一関税分類(AHTN)の採用など）は進展している。ただし、①ACDDはマレーシアでは導入されていない、②関税番号が国により違う、③事前教示制度が実務的には利用できない、④EDIによるペーパーレス化が不十分、などASEANレベルで制度として出来ていても税関の現場では実施されて

いないなど運用面では問題が残っている¹³。ASEAN税関貨物通過制度（ASEAN Customs Transit System）については、2014年8月のAEMでマレーシア、タイ、シンガポール間で実施中のパイロットプロジェクトの準備の進展を評価し通過貨物円滑化協定の第2議定書（国境交易所・事務所指定）のテキスト作成と第7議定書（トランジット通関）の調印の加速を促した。これは、第3国（陸路）経由輸送において、2回の越境時の手続書類の統一により簡素化・円滑化を図ることが狙いであり、輸送中の貨物が経由国内に残存するリスクへの対応が課題となっている¹⁴。

(3) ASEAN シングル・ウィンドウ (ASW)

シングル・ウィンドウは、通関手続きを電子化し、1回の入力・送信で関係機関への申請・届け出を行い、税関手続きの簡素化、円滑化を実現するシステムである。各国のナショナル・シングル・ウィンドウ(NSW)を実現し、NSWを相互接続しデータの交換・共有を行なうために、2005年にASW設立協定が締結されてい

る。ブループリントではASEAN6では2008年、CLMVは2012年までにNSWを実施と計画されている。

NSWはシンガポールが最も先行して稼働させ、その他の国のASEAN5も2009年以降稼働させ、遅れていたベトナムは2014年稼働の予定である¹⁵。しかし、カンボジ

ア、ラオス、ミャンマー（CLM）はNSWの構築を始めた段階である。カンボジアとラオスは、世銀の支援により、UNCTADが開発した税関システムASYCUDAが稼働している。カンボジアはASYCUDAをNSWとする方向、ラオスは別途構築するといわれているが、詳細は不明である¹⁶。

表6 ナショナル・シングル・ウィンドウ（NSW）の構築状況

国	稼働年と参加政府機関数	国	稼働年と参加政府機関数
シンガポール	1989年開始、07年海外との連携が可能となる。100%電子化しており年900万件処理、35政府機関	インドネシア	2010年稼働、14政府機関参加、15年までに17機関
マレーシア	2009年開始、12年機能強化、30政府機関、15年までに50機関参加	フィリピン	2009年稼働、38政府機関、15年までに50機関、15年までに全ての港湾と飛行場が対象
タイ	2008年前身が稼働、11年NSWとなる、26政府機関参加	ベトナム	2014年稼働予定、11政府機関参加

(出所) 日本貿易関係手続簡素化協会 (2013) 「アセアン・シングルウィンドウ (ASW) 構築計画に関する調査報告書」および ASEAN Integration Monitoring Office, World Bank (2013), "ASEAN Integration Monitoring Report" により作成。

現在の計画では、CLM を除く 7 カ国が ASW パイロットプロジェクトに参加し、2015 年までに選定された港で実施することになっている。2014 年 AEM では、ATIGA のフォーム D と ASEAN 税関申告書の交換についての 7 カ国の連結テストの成功など ASW の実施に向けた進展が報告されるとともに必要とされる通関関係文書全体を対象とする全面運用テストおよび評価を行うことと ASW 実施の法的な枠組みについての議定書の完成を促した。

4. 基準・適合性評価

化粧品統一指令、医療機器指令協定、電気電子機器、薬品製造検査の優良製造プラクティス (GMP)、調整食品、自動車の相互承認協定 (MRA)、伝統的医薬品と健康サプリメントの規制枠組み協定などの策定と実施がブループリントで計画されていた。化粧品統一指令 (ACD) の国内法制化、電気電子機器の MRA (ASEAN EEMRA) の実施、薬品製造検査の GMP の MRA 策定などはずでに実施されている。伝統的薬品と

健康サプリメントの規制枠組み協定は 2013 年中に策定し、15 年末までに国内法制化の予定である。

2014 年の AEM では、ASEAN 基準品質協議委員会 (ASEAN Consultative Committee on Standards and Quality : ACCSQ) による貿易の技術的障害の除去を評価し、医療機器の基準を調和させるシステムである ASEAN 医療機器指令 (ASEAN Medical Device Directive) の完成を評価した。さらに、ASEAN 調和電子電気規制レジーム (AHEEER) の各国法制への落とし込み、自動車、調整食品、建築材料の MRA の交渉促進、伝統的薬品と健康サプリメントの技術要件の調和の実現を要請した。
(続く)

注

- 1 第 46 回経済大臣会議については、ITI フラッシュに掲載した「ASEAN 経済共同体に向けての作業進展状況－第 46 回 ASEAN 経済大臣会議文書から－」(2014 年 9 月) を参照。
- 2 進捗評価とスコアカードについては、福永佳史 (2014) 「ASEAN 経済共同体の進捗評価と AEC スコアカードを巡る諸

- 問題」が詳細な分析を行なっている。
- 3 評価については、ITI フラッシュュ「ASEAN 経済共同体の主要分野の進捗を評価する」(2014年9月)を参照。
 - 4 日本の FTA の自由化率は、85%から89%程度であり、99%を超える自由化率は極めて高いレベルである。
 - 5 特惠マージンが 5%あれば企業は FTA を利用するといわれる。深沢淳一・助川成也 (2014)『ASEAN 大市場統合と日本』文眞堂、147 頁。
 - 6 ASEAN Integration Monitoring Office, World Bank (2013) ,”ASEAN Integration Monitoring Report” pp.13-14
 - 7 石川幸一 (2008)「ASEAN の非関税措置」、『国際貿易と投資』73 号、国際貿易投資研究所。Myria S. Austria (2013), ”Non-Tariff Barriers: A Challenge to Achieving the ASEAN Economic Community”, Sanchita Basu, Jaya Menon, Rodolfo Severino, Omkar Lal Shrestha eds. “*The ASEAN Economic Community A Work In Progress*”, ISEAS に所収。
 - 8 Myria S. Austria (2013) , ibid
 - 9 USTR (2014) “2014 National Trade Estimate Report on Foreign trade Barriers”
 - 10 完全生産基準、関税番号変更基準、加工工程基準で FOB 価額が不記載となった。なお、ASEAN+1FTA では、ASEAN 日本 (14 年 10 月より)、ASEAN 韓国、ASEAN 豪州 NZ が不記載となっている。
 - 11 深沢淳一・助川成也 (2014)、166-169 頁。
 - 12 助川成也 (2014)「タイをはじめとした進出企業の FTA 利用状況と課題」国際貿易投資研究所「企業の FTA 活用方策」研究会での報告資料。
 - 13 助川成也 (2014) による。
 - 14 福永佳史氏のご教示による。
 - 15 日本貿易関係手続簡素化協会 (2013)「アセアン・シングルウィンドウ (ASW) 構築計画に関する調査報告書」73 ページ。
 - 16 日本貿易関係手続簡素化協会 (2013) 56-62 ページ。